

板橋区立大谷口小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 10 月 1 日策定

平成 28 年 1 月 2 2 日改定

板橋区立大谷口小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、板橋区立大谷口小学校の全ての児童が安心して生活し、充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶することを目的に策定するものである。

(根拠 「いじめ防止対策推進法」第 13 条 「板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」第 10 条)

1 いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

3 いじめ防止に向けた基本姿勢

いじめはどの児童にも起こり得るという認識の下、全ての児童を対象に、いじめ防止に取り組む姿勢を全教職員で共有し、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。

4 いじめ防止、早期対応に関する具体的方策

(1) いじめを生まない、見逃さない、許さない学校風土をつくる。

- ・ 道徳や日常の授業、学校生活、校長講話を通じて、いじめは絶対に許されないことを児童が自覚するよう促す。
- ・ 日頃からの児童の観察に加え、年間 3 回程度児童へのアンケート調査を実施し、いじめの兆候を迅速に把握する。
- ・ いじめの疑いやいじめの事実を把握した際には、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。
- ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に児

童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

(2) 教員の指導力の向上と組織的対応の強化を図る。

- ・管理職、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する、いじめ防止等の対策のための校内委員会（いじめ防止等対策委員会）を設置する。
※平成 25 年 9 月 27 日 25 板大谷口小第 26 号にて設置済み
- ・いじめ問題に適切に対応できるようにするため、「いじめ防止教育プログラム」（平成 26 年 2 月 東京都教育委員会）等の資料を活用し、一人一人の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

(3) 教育委員会や関係機関等との連携を強化する。

- ・いじめが犯罪行為又は触法行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署や児童相談所に相談し、連携して対応する。
- ・いじめにより、児童の生命、心身又は財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

5 重大事態への対応

- ・いじめにより、児童の生命、心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、緊急に関係諸機関（教育委員会、警察、病院など）に報告する。
- ・状況に応じて、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察など教育委員会と連携し、通報などの対応を行う。

6 保護者への連絡と支援や助言

- ・いじめが確認された場合は、関係保護者に学校での事実確認により判明した情報を適切に情報提供し、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。
- ・学校のいじめ防止の取組について適宜情報提供するとともに、規範意識の醸成や児童のいじめの兆候、ストレス等への気付き等について、各家庭での取組の推進を啓発する。

7 いじめ防止基本方針の点検及び改善

- ・本方針は学校評価や外部アンケート及び、児童の実態に応じて点検及び改善を行う。

8 いじめ防止に関する年間計画(令和2年度)

	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4月	・対面式 ・一年生を迎える会	・基本方針確認 ・相談室、SC紹介 ・学びのエリア研修	・保護者会 ・学校公開①
5月	・SC面接(5年) ・全校遠足 ・セーフティ教室 ・hyper-QU 実施	・教員自己申告 ・校内研修	・学校運営連絡協議会① ・学校公開② ・個人面談
6月	・ふれあい月間① (アンケート調査①) ・移動教室(6年) ・全校集会 ・いじめ防止授業①	・校長講話	・PTA総会
7月	・読書週間 ・移動教室(5年)	・学期末状況確認	・保護者会・学校公開③
8月		・校内研修	・読書の推進
9月		・校内研修	・家庭教育学級 ・学校公開④
10月	・運動会	・教員自己申告 ・学びのエリア研修	・学校運営連絡協議会② ・個人面談
11月	・ふれあい月間② (アンケート調査②) ・作品展 ・hyper-QU 実施	・校長講話	・学校公開⑤ ・個人面談
12月	・いじめ防止授業② (学校公開)	・学期末状況確認	・道徳地区公開講座 ・学校公開⑥ ・学校評価アンケート
1月	・中学校体験(6年)	・校内研修	・学校関係者評価 ・学校公開⑦
2月	・ふれあい月間③ (アンケート調査③) ・いじめ防止授業③ ・六年生を送る会	・校長講話 ・教員自己評価	・学校公開⑧ ・学校運営連絡協議会③
3月	・縦割り班交流給食	・学年末引き継ぎ ・基本方針改善	・学校評価公表
通年	・学校行事の充実 ・ソーシャルスキルトレーニング実施 ・協働学習の充実 ・道徳教育の充実 ・体験活動の充実 ・縦割り班清掃の実施 ・縦割り班遊びの実施 ・朝読書の実施	・学級、学年の時間(火曜日) ・校長講話(月曜日) ・学校対策委員会 ・健康観察 ・SC相談 ・校長室相談箱の設置 ・支持的風土の醸成	・土曜授業プラン参観 ・SC相談 ・読み聞かせボランティア ・学校行事ボランティア ・学習指導ボランティア ・補習指導ボランティア ・校外学習ボランティア ・学校行事等アンケート ・基本的な生活習慣の躾

